

① 持続可能なまちづくりへの課題

(1) 町の「地域経営計画」や「都市計画マスタープラン」など様々な計画があるが、総じて町の未来構想が見えない。

近未来の町づくりの方針ではなく、町民とともに目指す町づくりの未来構想を掲げ、その上で各種計画が未来構想の下に施策展開ができるよう位置づけていくことで、納得の行く町づくりができるようになる。

よって、町民アンケートを実施するとともに未来構想を作成すること。

【回答】

本町の計画体系として、「高根沢町まちづくり基本条例」のもと、長期計画である「高根沢町定住人口増加プロジェクト」及び長・中期計画である「高根沢町地域経営計画2016」が相互に補完し合う形をとっております。

この高根沢町地域経営計画2016は、町が今後実施する取組み（10年の基本構想及び5年の行動計画）を、「高根沢町都市計画マスタープラン」を含め各行政分野別に総合的に網羅した内容となっており、後期計画では、町と町民の皆さんとが目指すまちづくりに向けて「目指す令和7（2025）年度の姿」をお示しするとともに、「町民の皆さんへのお願い」を記載することにより、それぞれができることを行うことで、本町の課題解決に向けた道筋を立てております。

町民の皆さんが納得のいくまちづくりに向けては、令和2年2月に後期計画策定に向けた住民意識調査を実施しておりますが、このような調査を実施していくことで、町民の皆さんのニーズや意識を把握しつつ、自然災害や感染症などの環境の変化への対応を図りながら、町と町民の皆さんが連携・協働の体制を強化し、持続可能な町政運営の実現に向けて引き続き努めてまいります。

(2) 本町の財政状況は、安定した状況であると言える。

しかし、今後の社会情勢は不透明で、IT社会の更なる進展による就業構造の変化等により安定した税収が得られるか見通せない。

こうした状況を踏まえると、行政における物品購入や契約行為に対し、より精査をかけるなど入札や見積もり合わせ、随意契約などの的確な運用の見直しをかけること。

【回答】

地方自治法第234条第1項において「売買、賃借、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定されており、町においても同項の規定による業者選定を行い、業務や物品調達等を実施す

る事業者を契約の相手方として決定しております。

業者選定の方法については、価格の競争が発生する入札または随意契約において2事業者以上から見積書を徴収する見積合わせ以外に、事業の専門性や緊急性等を考慮し、1事業者を対象とした随意契約があります。契約にあたっては、契約金額の圧縮が期待できる入札や見積合わせを基本としながらも、事業の性質等を総合的に考慮し、精査した上で町にとって最適と考えられる選定手法を選択してまいります。

(3) 本町の自治会加入率は年々減少しており、防犯、地域の活力、コミュニティなどの機能が失われてきていると捉えられる。

社会の基本と捉えられる地域の組織や活動再興は、町づくりの観点から重要なことである。

よって、「地域自治応援制度」や「子育て支援サポーター制度」を創設し、地域コミュニティによる暮らしの向上を図ること。

【回答】

本町の自治会加入率の状況は、個人と地域の関係性や地域における生活スタイルやコミュニティ機能の在り方が、時代に合わせて変化した結果であると認識しております。近年では、地域課題を解決するため、スクールガードや自主防災組織等の地域住民による新たなコミュニティが形成され、また、町と企業等との災害協定の締結など多種多様な形で協働の体制整備が図られてきております。

町では、地域コミュニティの活性化を図るための支援として、現に「自治総合センターコミュニティ助成事業」や「集会施設整備事業」、「ファミリーサポートセンター事業」を実施しているところであり、これらは正に「地域自治応援制度」や「子育て支援サポーター制度」に相当するものであると考えております。

今後も、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、町民の皆さんの暮らしの向上を図っていくため、引き続き地域コミュニティ活動への必要な支援に努めてまいります。

② 高齢福祉対策

本町の地域包括ケアシステムを考える上で、地域において介護予防が図れる「サロン」の設置拡大は必須である。

しかしながら、現在16か所の地域での設置に止まり、まだまだ不十分と言える。設置拡大が図れない要因として運営の担い手が確保できないことや介護に対する考えの醸成が十分でないことなど様々な要因があるが、行政として町民の福祉に対する意識醸成を

図り、住み慣れた本町で住み続けられるような施策に努めること。

【回答】

高齢期においても住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、気軽に交流できる「通いの場」や「サロン」の充実は必要不可欠であると考えております。

町では、高齢者の社会参加や生きがいづくりを応援するため「元気あっぷポイント事業」を推進し、「通いの場」や「サロン」の周知に努めておりますが、居場所づくりを進めていくうえでは、サロンの担い手が高齢化し、後継者となる担い手が見つからない地域があるという課題が生じております。

今後は、担い手として可能な範囲で無理なく活躍できるための意識醸成や場の創出に取り組むことで、地域における担い手の育成に努めてまいります。

③ 安全・安心なまちづくり対策

(1) 近年大規模災害は、発生時期や地域を問わず多発している。

災害時対応は、命に係わる最優先課題であることは誰もが自明のことであり、いざという時に混乱を招き、行動できないという事態は避けなければならない。特に地震、豪雨災害は予期できない上に瞬時に対応を迫られる。

よって、町民が被災した場合と救助の立場に回る場合とに分けた対応について、町民にわかりやすい広報と啓発の強化を図ること。

【回答】

町では、地震や風水害への備えとして、「高根沢町防災ハザードマップ」を令和3年3月に作成し、町民の皆さんへの配布を行っております。この防災ハザードマップでは、家の中における安全対策や非常時の持出品、家族で災害時の行動を考えておくマイタイムラインの作成等の事前準備に関することや、災害時の避難先となる指定避難所の場所等が確認できるようになっております。

また、地域の人々が互いに助け合う組織として、自治会毎に自主防災組織が設立されており、町では、自主防災組織が行う防災訓練に対する費用や災害時に必要な資機材の購入費用に対する補助制度を創設しております。

なお、近年はコロナ禍から実施を見合わせておりますが、町民の皆さんを対象とした町災害対応訓練では、避難所の開設・運営のほか、AED取扱や応急手当等の訓練を行っております。

こうした取組については、引き続き広報紙やホームページの活用をはじめ、災害対応訓練等の様々な機会を活用しながら、町民の皆さんに対する情報発信と啓発活動に努めてまいります。

(2) 近年の夏季の猛暑は危惧すべきことであり、学校の空調設備においては、全教室や屋内運動場の整備は行われていない。

特に体育館は災害時の避難所となっている観点から整備を施す必要性を感じる。現存する屋内運動場は断熱性能が確保されているとは言えないため、屋内運動場の整備計画を再考されたい。

【回答】

小中学校のエアコン設置につきましては、年間を通して、学校行事、季節による温湿度変化、活動環境などの関連性を考慮した上で、指導計画や活動内容を工夫することにより対応しているため、現在、具体的な設置の計画はございません。

しかしながら、熱中症の根本的解決のためにエアコン設置が不可欠と感じておりますので、国の補助金の動向を見ながら、先進事例の情報を収集して設置費や維持管理費の費用面について検証を行い、設置に向けての検討を進めていきたいと考えております。

なお、避難場所としての使用においては、レンタル資機材の供給に関する協定により、災害時の空調設備、発電機等の必要な資機材を迅速に調達できる体制を構築しております。

(3) 令和3年11月に国交省による雨水管理総合計画策定ガイドラインが示されたことから、本町の雨水管理総合計画を策定し、町民の安全・安心な暮らしを担保できるように抜本的なインフラ整備を図るよう努めること。

【回答】

町では、市街化区域内における雨水対策として「高根沢町公共下水道雨水全体計画」を有しており、それに基づいて宝積寺1丁目及び2丁目の雨水管の整備を実施いたしました。

なお、残る宝積寺旧市街地の雨水管整備にあたっては、「高根沢町道路網整備計画」における道路整備と併せて進めていく考えであり、その際に公共下水道雨水全体計画の見直しが必要となった場合においては、雨水管理総合計画策定ガイドライン等の内容を参考として見直しを行ってまいります。

④ 子育て支援対策

第2期高根沢町まち・ひと・しごと創成総合戦略で「安心して産み、子育てができるまち」を基本目標の一つとしている。

しかしながら、これまでの産科誘致事業に対して未だに実現はできていない。

これは町民や移住・定住を考えている人達にとって、重大かつ由々しき問題と捉えられる。

誘致事業の補助率や上限額を引き上げ、広報活動の見直し、強化など具体的な対応策を図り、早期実現に向けての施策展開を図られたい。

【回答】

誘致事業の補助率・上限額については、建設費用に関する金融機関からの情報や、先進事例を参考に1億円と設定したものであることから、引き上げる予定はございません。

広報活動については、広く事業の周知を行うため、リーフレットの送付だけでなく、訪問による協力依頼を強化してまいります。

また、今の時代背景として、少子化に加え、コロナ禍による医師負担の増大等が、開設への道筋をより一層困難にしている状況が根本的な課題であると推測されることから、国において、産科医師の報酬改定や医師の就労環境の改善など産科医師の処遇改善等を図り、産科医師の確保に取り組むことを要望してまいります。

⑤ 教育振興に関すること

(1) 小中学校のプール授業活動に民間の指導力を取り入れている例が他市町にある。財政的負担や教員の負担も軽減できるし、着衣水泳などの指導もできることも視野に、本町でも民間委託導入の検討を図られたい。

【回答】

現在学校では、授業等における効果的な指導のため、必要に応じて地域人材や専門性を有する人材を招いて授業を実施しており、水泳等の授業では「水難事故を防ぐための着衣水泳」として、消防署の職員を招き授業を実施した学校もございます。

今後につきましても、より効果的な指導の推進を図るため、水泳等の授業活動での民間委託導入の検討を含め、民間の指導力や外部人材の活用に取り組んでまいります。

(2) 5月31日に示された「ゼロカーボンシティ」宣言を踏まえ、小中学校において脱炭素を柱にSDGsの観点も合わせた活動計画や取り組みの実施を図り、未来に向けた子ども達の意識醸成と町計画に推進に寄与してもらえるような体制づくりに努めること。

【回答】

新学習指導要領（平成29年度）では、「持続可能な社会の創り手」を育成する教育や、SDGsの実現に向けた「持続可能な開発のための教育」（ESD）が明記されており、脱炭素型の生活へ転換していくための「環境教育」の充実に向けて、社会科、理科、技

術・家庭科、総合的な学習の時間等の様々な教科等を通じて横断的に取り組むよう通知されていることから、この指針に従い、町の計画等を踏まえながら、子ども達の意識醸成等に引き続き取り組んでまいります。

(3) 教育は人材育成の基本であり、より良い社会形成の礎となると言える。また、将来社会人として、社会に出る前の知識の習得の場でもあると考える。

本年4月から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた。この十代最後の2歳の引き下げは、大きな意味を持っている。

自覚と責任を持てる社会人の予習の場として下記項目についても、早い段階から学校教育の場において社会教育の充実を図られたい。(下記事項)

- * 社会規範や犯罪を犯さない道徳教育
- * 職業教育と個人の能力、希望に応じたコース別職業の学習
- * 地域の人との関わりを持つ機会の拡充
- * 社会保障制度の学習
- * 金融及び消費者に関する学習

【回答】

学校教育においては、将来社会の一員として生活していくための力を、様々な教育活動を通して育成しており、特に、本町においては「小中一貫教育」を推進していく中で、それらの力の育成を図っております。

道徳教育においては、小学校高学年と中学校1年生が町内共通の指導資料を用いた授業を行い、やさしさや思いやりの心を育んだり、職業に関する学習においては、小学校5年生から段階的な学習を行い、中学校における職業人から話を聞く活動や職業体験学習(マイ・チャレンジ)を経て進路指導につなげるキャリア教育を実施したりしております。

また、各学校では必要に応じて地域人材を活用した授業や行事を展開し、人との関わりの中での学びを充実させ、地域の特色を活かした活動を実施しております。

そのほか、社会保障制度、金融及び消費者に関する内容を中学校社会科を中心に学ぶなど、教科における学習の充実も図っております。

今後につきましても、社会の一員としての自覚と責任を義務教育段階からより効果的に培っていくため、教育活動全体を通じて、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図ってまいります。

(4) ADHD（注意欠如多動症）の児童・生徒の学びの向上を図れるようにするため、特別支援教室にセンサリーツール（感覚刺激教具）を導入すべきと考える。

よって、本町の子ども達が誰一人取りこぼすことなく学びの充実を確保する上でも、多様な視点を持って学びのツールの拡充に努めること。

【回答】

学校では、全ての児童生徒の学びを保障するとともに、より効果的な指導を行うため、一人ひとりの状況や特徴に応じた指導に取り組んでおります。特に、特別な支援を必要とする児童生徒への指導においては、それぞれの障害の状況や学習課題に合わせながら、様々な特性に対応できるよう教材や教具を工夫して使用し、効果的な指導を行っているところです。

今後、センサリーツールの研究や開発が更に進んでいくと考えられることから、特別な支援を必要とする児童生徒に対する効果等を検討しながら、センサリーツールの導入を含め、教材や教具の充実・工夫に努めてまいります。

⑥ 農業の基盤対策

本町農業の経営者の平均年齢は60歳を越え、どこの地域においても農業経営に関わる人材は減り続けていると言わざるを得ない。この状態を放置すれば、やがて農地の荒廃に繋がることは想像に難くない。

よって、今後の農業基盤の強化を図るため、現状と課題を関係者が洗い出し、担い手の確保や農地の集積・集約化に努める必要がある。「人・農地プラン」の実質化を柱に若手の育成とともに農業施策の強化を図られたい。

【回答】

本町における「人・農地プラン」は、町内を16地区に区分し、人と農地の問題を一体的に解決するため、今後の地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）を明確化しており、さらに今年度、それぞれの地区ごとに、現在の農地の耕作者等がわかる地図を作成いたしました。

そして、この「人・農地プラン」を基に、今年7月から8月にかけて、全ての地区で「人・農地プラン懇談会」を開催し、中心経営体の農業者等と現在の状況や近い将来の農業の在り方等に関する意見交換を行っております。

今後も引き続き、「人・農地プラン」を柱に、各地区の農業の現状と課題を明確にししながら、その地区のニーズにあった農業の実現を目指すとともに、若手農業者の育成、新規就農者の確保をはじめとする農業施策の強化に取り組んでまいります。

⑦ 社会資本設備の充実

若年層のスマホ利用時間が増加傾向にあり、スマホ依存による身体的影響が危惧されている。

これを踏まえ、子ども達の健全育成及び子育て環境の充実を図る観点から、屋外で活動ができる全天候型の公園整備、スポーツ活動ができる環境の整備を検討されたい。

【回答】

全天候型の公園は、通常の公園施設に雨天時に利用できるよう屋内施設が併設されていたり、公園内の広場部分に屋根が掛かっていたりするなど、大規模な公園が想定されますが、現在、町で管理している公園のほとんどは街区公園となっており、小規模かつ近隣に居住する人々が利用する公園として定義されています。

そのため、街区公園に全天候型の施設を整備することは、公園の規模や多額の整備費用など財政的な負担もあることから困難であると考えております。

⑧ 行政サービスの充実

栃木県において自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、7月1日より自転車保険の加入が義務付けられた。

については、栃木県に対し、県民を対象とした自転車保険の補助制度の創設を本町より要請すること。

また、本町の中学生にとっても自転車利用は恒常的であり、本町においても補助制度の創設を図ること。

【回答】

自転車は道路交通法で「車両」に区分され、加害者になり得る乗り物です。自転車損害賠償責任保険等は、月額にすると数百円程度の保険もあり比較的安価に加入できること、また、保険加入者だけでなくその家族もカバーされる保険もあること、そして、事故に際して加入者の助けとなるものであることから、自己責任で加入すべきものであり、栃木県に対して補助制度の創設を要請する考えはございません。また、中学生を対象とした保険に関しても、同様に、町の補助制度創設の考えはございません。

なお、自転車損害賠償責任保険等加入促進の普及啓発は、引き続き町としても行ってまいります。